

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県坂出市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律および香川県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、また保険料賦課、徴収・滞納整理に係る事務を行う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ・被保険者の資格管理 ・給付等に係る所得区分の判定 ・保険料賦課、徴収・滞納整理 ・申請書および届出書に関する確認
③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 住民記録システム 8. 住民税システム

2. 特定個人情報ファイル名

- ・後期高齢者医療情報(システム)ファイル
- ・療養費支給申請書ファイル
- ・高額療養費支給申請書ファイル
- ・高額介護合算療養費申請書ファイル
- ・基準収入額適用申請ファイル
- ・任意記載事項併記申請書ファイル
- ・再交付申請書ファイル
- ・障害認定申請書ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法別表の85の項〈別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条〉
--------	--------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第119条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 けんこう課 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	けんこう課長 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政・法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課〈保険医療係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006 坂出市 市民生活部 税務課〈市民税係・収納係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療制度事務では、上記のほか、申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力や特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管等する際には、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	後期高齢者医療事務支援システムおよび香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードや静脈認証およびパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス権限の発効・失効の管理を職員の異動が発生するごとに行うなど、アクセス権の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	評価実施機関名	坂出市長	香川県坂出市長	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 住民記録システム 7. 住民税システム	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療情報ファイル	・後期高齢者医療情報(システム)ファイル ・療養費支給申請書ファイル ・高額療養費支給申請書ファイル ・高額介護合算療養費申請書ファイル ・基準収入額適用申請ファイル ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書ファイル ・再交付申請書ファイル ・障害認定申請書ファイル	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 浅野 武彦 税務課長 長原 敬	けんこう課長 本多 寛之 税務課長 多田羅 和広	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 本多 寛之 税務課長 多田羅 和広	けんこう課長 松川 忠司 税務課長 多田羅 和広	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	けんこう課長 松川 忠司 税務課長 多田羅 和広	けんこう課長 税務課長	事後	様式変更により
令和1年5月31日	IVリスク対策		様式変更による項目の追加	事後	様式変更により
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 けんこう課 総務部 税務課	健康福祉部 けんこう課 市民生活部 税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課〈保険医療係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006 坂出市 総務部 税務課〈市民税係・収納係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004	坂出市 健康福祉部 けんこう課〈保険医療係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006 坂出市 市民生活部 税務課〈市民税係・収納係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004	事後	
令和7年10月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 住民記録システム 7. 住民税システム	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 住民記録システム 8. 住民税システム	事後	
令和7年10月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	・後期高齢者医療情報(システム)ファイル ・療養費支給申請書ファイル ・高額療養費支給申請書ファイル ・高額介護合算療養費申請書ファイル ・基準収入額適用申請ファイル ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書ファイル ・再交付申請書ファイル ・障害認定申請書ファイル	・後期高齢者医療情報(システム)ファイル ・療養費支給申請書ファイル ・高額療養費支給申請書ファイル ・高額介護合算療養費申請書ファイル ・基準収入額適用申請ファイル ・任意記載事項併記申請書ファイル ・再交付申請書ファイル ・障害認定申請書ファイル	事後	
令和7年10月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の59の項〈別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条〉	番号法別表の85の項〈別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条〉	事後	法令改正
令和7年10月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の80,82,83の項〈別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条〉	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第119条	事後	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式変更により
令和7年10月29日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療制度事務では、上記のほか、申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力や特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管等する際には、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更により
令和7年10月29日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更により
令和7年10月29日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更により
令和7年10月29日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		後期高齢者医療事務支援システムおよび香川県後期高齢者医療広域連合電算処理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードや静脈認証およびパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス権限の発効・失効の管理を職員の異動が発生することに行うなど、アクセス権の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明